

「葉山町生活排水処理基本計画（案）」に対する  
パブリックコメントの実施結果について

意見募集の期間 平成 24 年 2 月 13 日（月）～平成 24 年 3 月 13 日（火）

意見の件数 52 件

意見提出者数 19 件

番号	意見	回答
1	環境課が公表している「下山川・森戸川水質検査結果」では、公共下水道普及後、基準値を超えた年もあり、公共下水道普及と水質の相関は認められない。むしろ、河川流域の合併浄化槽の公共下水道化が進めば、河川のきれいな水が枯渇し、雨量が少ないと水質が悪化することを表している。	下水道整備開始の平成4年の時点から、長期的な期間の中では水質の改善がみられています。
2	第3章2節にある表3-4は、現状把握が正しくなされていない。現在の処理方式は標準活性汚泥法であり、酸素活性汚泥法は、設備はあるものの、現在まで一度も試運転すら行われていない。記載されている処理能力の最大11,800 m <sup>3</sup> は、町発表の3,525 m <sup>3</sup> × 3系列 = 10,575 m <sup>3</sup> とも理論値の4,536 m <sup>3</sup> × 3系列 = 13,608 m <sup>3</sup> とも異なり、さらに全体計画(4系列)の14,100 m <sup>3</sup> とも違う。	施設計画では、酸素活性汚泥法であり、現時点では酸素活性汚泥法による処理を行わなくても水質を維持できているため、運用として標準活性汚泥法で処理しております。また、処理能力については、平成28年度の予測人口から算出しているため、11,800 m <sup>3</sup> となっています。
3	し尿・浄化槽汚泥の処理計画に具体性が無い。少なくとも向こう4年の具体策を、そうでなければ具体策策定プロセスを述べること。	P11に記載のとおり、し尿・浄化槽汚泥を公共下水道と合わせて処理を行う計画を進めています。
4	上位の総合計画・後期中期計画及び関連基本計画(環境基本計画等)との関連・整合性を明確にすること。	上位計画や関連計画等との整合性をはかり、各計画に則った政策を実施してまいります。
5	全ての施策には、人・もの・金が確保できなければ達成不可能、これ等を明記すること。	今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。
6	整備目標の前に、生活環境の保全及び環境衛生の向上の観点からの現状分析の共通認識を明確にすること。	公共下水道の進捗状況等により、し尿及び浄化槽汚泥の処理量が変動することから、定期的な現状分析を行い、実態に即した処理量の把握に努めます。
7	町長が変わり、町長方針を盛り込んだ計画(案)にすること。	P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直

		しを実施していきます。
8	計画目標年次は、首長任期の4の倍数とすること。	生活排水処理基本計画の策定にあたっての指針により、計画目標年次をおおむね10年～15年とすること、中間年次についてもおおむね5年ごとに基本計画を見直す必要があるとされているため、目標年次を33年度、中間目標年次を28年度としています。
9	基本方針の基となる前生活排水処理の現状分析を示すこと。例えば、第3章第2節生活排水処理施設の22年度までの現状分析データは第2章にあるべき。第3章は表題通り目標年次の生活排水処理基本計画とすること。	計画の中の現状分析データは、今後の計画についての比較を行うために現状として載せているものであり、掲載は必要と考えています。
10	第1節生活処理フローは間違い、正しく記述すること。生活排水の観点からは、公共下水道も合併浄化槽もコミプラも同じであるべき。 ・公共下水道終末処理場からも汚泥処理へ ・合併浄化槽及び代表的なコミプラから処理水が放流へ	公共下水道、合併処理浄化槽、大型合併処理浄化槽については、生活排水の観点からは同じですが、法律上の位置づけ、また処理主体の違いなどがあることから別で記述しています。フローについては、「単独処理浄化槽・合併処理浄化槽から処理水へ」は新たに加えます。また、下水道終末処理場からの汚泥処理については、産業廃棄物の扱いとなるため、一般廃棄物処理計画である本計画の中には含めていません。
11	公共下水道の整備、合併浄化槽の普及・推進において、現町長方針とかなりの乖離が見られるので、抜本的に見直すこと。	P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直しを実施していきます。
12	目標設定は数値化し、年度ごとに達成度を測れるようにすること。	基本計画の予測を基に、年度ごとの状況把握を行い、検証していきます。

1 3	目標設定を具体的に述べ、目標値との相関を広報し、P・D・C・AのC・Aを合わせて広報すること。	基本計画に基づき施策を推進していく中で、目標に対する現状等を検証していきます。
1 4	現在3ヶ所で稼働中の大型合併処理浄化槽すべてが、平成33年度までに町の公共下水道に接続される計画だが、次の理由で反対します。 (1)3コミプラとも立地が傾斜を利用した自然流下方式で優れた省エネ型である。 (2)東伏見のコミプラは処理方式も単純バッキ式で効率良く、現行の公共下水道処理に比べて処理能力も遜色ない。 (3)特に、災害時南郷の処理場までの遠路搬送のトラブルが回避でき、各々単独で処理できる。	(1)汚水処理施設を公共下水道に接続した場合、汚水処理施設に接続する最終の管を本管に接続するため、既存の配管は生かされたまま、自然流下方式で下水道へ接続することになります。 (2)公共下水道は下水道法の規制を受けており、浄化槽である汚水処理施設の排水基準より厳しい規制を受けています。 (3)3団地内の施設の老朽化等を考慮すると、最終的に下水道接続を行うことが望ましいと考えます。
1 5	公共下水道面積が、現況291ヘクタール、中間年度(平成28年度)391ヘクタール、目標年度(平成33年度)459ヘクタールと拡大(P9)されますが、新町長方針の「年間7ヘクタール程度に留め、整備費用を削減する」に合わせて縮小修正し、是非懸案の町財政再建の一助にしてください。	P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直しを実施していきます。
1 6	新町長方針は、公共下水道整備面積の抑制代替策として、「合併処理浄化槽の普及・促進」を標榜されておりますが、計画では平成22年度3,321人、平成28年度2,109人、平成33年度2,087人(P10)と激減しており、整合性に問題があります。是非調整し確固たる方針を示してください。	合併処理浄化槽の処理人口については、本町の人口が減少していくことが想定されること、また、整備の進捗により、合併処理浄化槽から下水道に接続することを想定しています。
1 7	なぜ下水道工事をしなければならないかを考えると、葉山の川や海が汚染され続けているからであり、その原因は、 A、各家庭が垂れ流す洗剤類に含まれる有害物質 B、山を丸坊主にし、舗装したことにより、雨天時に雨水が山に浸透されず、大	水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正します。

<p>量の土砂が直接海に流され、海底に沈殿することです。(川にも沈殿) 葉山の海は表面上きれいに見えますが、海底はヘドロで酷い状態です。</p> <p>Aについて、各家庭が垂れ流す合成洗剤(石鹼も含む)は有害化学物質ですから当然葉山の川や海の微生物は食べることも分解することもできません。</p> <p>結果、残留有害化学物質は川底や海底に永遠に沈殿し、各生態(魚介類、海藻、微生物等々)に悪影響を及ぼします。さらに、それらを食べた人間にも悪影響を及ぼします。その理想的な解決策は、</p> <p>葉山の人口を終戦直後の人口にすること</p> <p>各家庭が有害化学物質を垂れ流さないこと</p> <p>はあらゆる角度から見ても許容数値を超えた人口を減少させる必要があるが、即座に減少させるのは困難。</p> <p>は各家庭が努力すれば可能。</p> <p>各家庭が有害化学物質を垂れ流さないことが実現すれば、莫大な費用がかかる下水道工事は不要になります。汚水だけ各家庭が浄化槽処理か、汲取り方式にし、農家に提供する。そして、生活雑排水は、葉山の川や海が喜ぶものだけを流せばいいのです。すなわち有害化学物質ゼロにする。それは、昭和初期までの葉山住民の生活を思い出せば解ることです。健康にも自然にも有害なものは使用しないようにすればいいことです。具体的な方策は、</p> <p>イ、硫酸系界面活性剤を成分とする合成洗剤類、シャンプー類の使用禁止条例の制定</p> <p>ロ、水酸化ナトリウムを成分とする石鹼類の使用禁止条例の制定</p> <p>ハ、指定成分(厚生省が昭和55年に薬事法で定めた)混入商品の使用禁止条例の制定</p>	
--	--

	<p>二、上記指定成分の派生化学物質を混入させた商品の使用禁止条例の制定</p> <p>ホ、上記有害化学物質をキャリアオーバーとして使用している商品の使用禁止条例の制定</p> <p>へ、成分不明の界面活性剤を使用した石鹼類や合成洗剤の使用禁止条例の制定</p> <p>たったこれだけで葉山の川や海は大喜びするはず。結果、下水道工事は不要になります。ただし、山を丸坊主にし、舗装した地域の雨水対策は必要です。溜池、小規模水力発電の検討</p>	
18	<p>生活排水処理基本計画は、廃掃法に基づき、下水道事業の先立ち立案されるべき計画であるが、葉山町のように下水道事業が先行している場合は、下水道事業の実績を踏まえたうえで計画立案の原点に立ち戻り基本方針を策定すべきである。しかし、今回提示された計画案は、下水道事業をなぞっただけで基本計画とはいえない。</p> <p>基本方針において重要なのは事業の目標であり、この事業がなぜ必要か、事業が完成したら町民の生活、amenity が如何ほど向上するかであり、そのために町の財政負担、町民の負担はどの程度になるかを町民に示して、町民の理解を得ることである。本計画ではこのような視点が全く欠如している。設備が完成したら目標を達成したのではなく、その設備を活用して、町民の生活が期待通り向上したかが問題である。</p>	<p>基本計画に基づき事業を推進する中で、事業の必要性、効果等を示していきます。</p>
19	<p>葉山町のきわめて厳しい財政状況に鑑み、公共下水道計画は350haにとどめ、合併処理浄化槽に集約する。平成23年に選出された現町会議員に対するアンケートでも、計画の中止、縮小が大多数であったことを十分重視し、且つ山梨町長方針の実現を望む。</p>	<p>P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直しを実施していきます。</p>
20	<p>東伏見、パークド四季、シーライフの大型合併処理浄化槽の処理能力は、町の公</p>	<p>下水道法第10条により、公共下水道の供用が開始さ</p>

	<p>共下水道設備と比べ遜色なく、これらのコミプラの公共下水道への接続は不要であり、中間年度（平成28年度）の接続は避けるべきである。目標年度（平成33年度）において総合的見地から再検討することを提案したい。</p>	<p>れた場合においては、遅滞なく公共下水道に接続しなければならないと記載されており、施設の老朽化等を考慮し、平成33年度までの接続を予定しております。</p>
2 1	<p>2年半前に、山と海に囲まれた自然環境が好きで、世田谷から葉山に引越してきました。一番残念だったのが川が汚いので砂浜も汚いということでした。川に排水するのならば、町が環境負荷の少ない「松の力（洗剤）」などを率先して買取、町民に安く提供したり、町のオリジナルブランドを作り町全体が意識を高めるような工夫などがあります。下水に関しても、ただ燃やして有限資源の石油を使うのではなく、無限に利用できるバイオマスにして、電気も作り、肥料にもなり、無駄のない循環エネルギーの暮らしの象徴になります。この町の人達は自然が大好きです。海と山の守り隊の象徴として葉山町役場になってほしいです。</p>	<p>今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。</p>
2 2	<p>本下水道が来ている区域でも、本下水につなげず単独浄化槽を使用している家庭が多いと思います。その対策として、</p> <p>（1）補助金などを充実して合併浄化槽の取り付けを推進する。</p> <p>（2）合成洗剤の使用を減らす</p> <p>真鶴町では、合成洗剤の使用を減らす取り組みを始めてから、魚の漁獲量が増えたと聞きます。これは、機材や工事などを必要とせず、誰でもすぐに始められる方法だと思います。また町民が生活排水の問題に関して興味を持つことも大事だと思います。そのためにわかりやすく楽しいパンフレットなどを配布するのは効果的だと思います。山梨町長のマニフェストのように「思わず読んでしまうもの」を作成するのはどうでしょうか。町民の注目を引くと思います。</p>	<p>下水道が整備されている区域については、下水道接続を推進していきます。水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正します。</p>
2 3	<p>下山川河川壁に作業人が歩行できるタイプのU字溝を設置 未処理汚水を下水</p>	<p>生活排水処理に関する整備については、コスト面や効</p>

	<p>や合併時仮想に集める。下水工事よりも安価。下山川に流れ込む污水パイプは上下差があるので全てはカバーできないかもしれないが、未処理汚水を短期間で減らす工事として有効と考えます。</p>	<p>果等を検討し、効率面や水質に与える影響を考慮し事業を行っていきます。</p>
2 4	<p>生活排水が未処理になっている家庭に生物分解の早いシャンプー、洗濯・食器洗剤を町の補助金で安く提供。「川きれいにし隊」を募集し購入使用いただく。同時に川の負担を軽減する教育を実施し、月々の水質調査の結果等を川周辺住民に伝えて成果を供給。調査は「川きれいにし隊」が中心に行い、周辺住民を巻き込んでいく。BOD等の数値だけでなく、実際の透明度、発見した生物の種類や数を記録し子供にも興味をもってもらう。生活排水が未処理になっている13000人(おそらく5500世帯)一世帯10000円の試算で550万円を予算として1年やってみてはどうか。また、葉山をエコ洗剤の実験に使ってみてはどうか。</p>	<p>今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。</p>
2 5	<p>基本計画では排水処理に関するインフラの整備のみに重点が置かれているが、それ以前に重要なことは、各家庭においてなるべく汚れた生活雑排水を排出しないことだと思われま。例えば油、食品残渣などを流さない、合成洗剤を極力使わないなど。そうした知識が住民に浸透するだけでも大きな成果が期待できるでしょう。市街化調整区域における単独浄化槽から合併浄化槽への転換が、必ずしもスムーズには運ばないだろうという事情を考慮すれば、河川への負担軽減という点でも即効性が期待できます。下水道を利用する家庭においても必要なことであり、そのような生活雑排水の汚染度軽減に向けた町民への啓発活動という視点を基本計画に盛り込むことを要望します。</p>	<p>水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正します。</p>
2 6	<p>エネルギーとコストの面からみて、すべての下水を南郷の処理場まで汲み上げる</p>	<p>最も効率的で負担の少ない方式による生活排水の処</p>



	<p>という現行のシステムは、大きなロスを伴わざるを得ません。揚水発電的な発送を取り入れて放流水による小規模発電装置を設置し、エネルギーとコスト両面における負荷軽減を図るべきではないでしょうか。住民の下水道に対する理解や、下水道への接続の意欲も高まると思います。</p>	<p>理の実施を検討して参ります。</p>
27	<p>東伏見台団地の「第1污水处理施設」は、今後5年を目処としてその廃否を考慮するとの御町ご意向と承っておりますところ、5年経過前後の同施設の耐用性その他考慮すべき要素につき、慎重にご調査の上その結果の詳細を御開示、御教示いただくようお願いいたします。</p>	<p>公共下水道に接続するまでの間については、施設の適正な管理に努めます。</p>
28	<p>公共下水道の進捗状況を示す中で、都市計画決定区域は指標となっていないのに、「都市計画決定区域513haの約57%にあたる約291haの整備」と記されている。指標として示すならば、「(新)全体計画区域581haの50%」と記すべきである。</p>	<p>都市計画決定区域513haは指標として表しているのではなく、現状の状況説明として使用しているものです。</p>
29	<p>「公共下水道の普及により森戸川やその他支流河川の水質は向上してきており」とあるが、下山川・森戸川水質検査結果によると森戸川は悪化傾向すら見られ、一方、下山川は横ばいであり、公共下水道推進との相関はまったくない</p>	<p>下水道整備開始の平成4年の時点から、長期的な期間の中では水質の改善がみられています。</p>
30	<p>市街化調整区域の合併処理浄化槽への転換促進については、「市町村設置型による整備推進に置き換えられるものと認識する。</p>	<p>P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直しを実施していきます。</p>
31	<p>市街化調整区域における生活排水処理は、公共下水道の整備を行わず、「市町村設置型」による合併浄化槽の普及を推進します。」に文面変更される。</p>	<p>P9(2)に記載されているとおり、計画推進にあたっては、人口等の社会情勢の変化はもとより、効率性・経済性も考慮しながら、適宜全体計画区域の見直しを実施していきます。</p>

3 2	図が間違っている。合併浄化槽からは処理水に繋がる線があるべき。し尿と浄化槽汚泥は同じ扱いで委託業者による収集運搬。下水道終末処理場からも残渣汚泥がでており、加工して再利用されている。また、市街化調整区域の市町村設置型になった場合どのようなフローになるのか。	「単独処理浄化槽・合併処理浄化槽から処理水へ」は新たに加えます。また、下水道終末処理場からの汚泥処理については、産業廃棄物の扱いとなるため、一般廃棄物処理計画である本計画の中には含めていません。市町村設置型の浄化槽になった場合でもフローについての基本的な部分の変更はありません。
3 3	市街化調整区域の市町村設置型が採用された場合、処理主体はどこになるのか。	処理主体は町となります。
3 4	処理形態別人口の推移と、処理形態別汚水量の推移を記すべき。	処理形態別人口は表 2 - 2 に記載されています。また処理形態別汚水量については、浄化槽汚泥とし尿として把握しているため、表 2 - 3 に記載しています。
3 5	下水終末処理場から出る残渣汚泥の発生状況の量的時系列がない。	下水道終末処理場からの汚泥処理については、産業廃棄物の扱いとなるため、一般廃棄物処理計画である本計画の中には含めていません。
3 6	処理形態別人口の予測と、処理形態別汚水量の予測を記すべき。	処理形態別人口は表 3 - 2 に記載されております。また処理形態別汚水量については、浄化槽汚泥とし尿として把握しているため、P 1 1 表 3 - 9 に記載されております。
3 7	合併処理浄化槽人口と大型合併処理浄化槽人口（H 3 3 年度 0 人）が年次で減少予測となっているが、未整備地域の住居新築は増えると予測され、その場合合併浄化槽設置が義務づけられているので、この減少予測は実態に則していない。	合併処理浄化槽の処理人口については、本町の人口が減少していくことが想定されること、また、整備の進捗により、合併処理浄化槽から下水道に接続することを想定しています。
3 8	公共下水道整備状況が載っており、これは現状で第 2 章に載せるべき。同じフォーマットで公共下水道整備計画（平成 2 4 年～ 3 3 年）がなければならない	P 8 第 2 節 1 については、（ 1 ）で整備状況を説明し、それを踏まえた上で（ 2 ）の今後の計画につながって

		いるため、別のフォーマットになっております。
39	年次がバラバラ。計画処理人口22,770人は平成28年度予測。計画下水水量11,800m <sup>3</sup> /日は平成28年度予測(事業計画391ha)、全体計画処理能力14,100m <sup>3</sup> /日平成42年度(581ha)。	計画下水水量は平成28年度の予測人口から計画下水水量を算出しているため11,800立米/日となっております。全体計画処理能力については、施設自体の本来持っている処理能力のため、平成42年度の処理能力を記載しております。
40	浄化センター稼動以来1度も酸素発生装置が使われてないのになぜ酸素活性汚泥法+生物膜ろ過なのか。	施設計画では、酸素活性汚泥法であり、現時点では酸素活性汚泥法による処理を行わなくても水質を維持できているため、運用として標準活性汚泥法で処理しております。
41	P9.2.表3-6「計画」ではなく「状況」が載っており、「計画欄」がない。	表の3-6は(1)の整備状況を示したものであり、計画についてはP10の表3-8に掲載しております。
42	P10(1)は状況、(2)は計画だが、の合併浄化槽は減る傾向にあると実態に則さない。大型合併浄化槽は平成33年度までに廃止されるのか。	合併処理浄化槽の処理人口については、本町の人口が減少していくことが想定されること、また、整備の進捗により、合併処理浄化槽から下水道に接続することを想定しています。下水道法第10条により、公共下水道の供用が開始された場合においては、遅滞なく公共下水道に接続しなければならないと記載されており、施設の老朽化等を考慮し、平成33年度までの接続を予定しております。
43	下水道終末処理場残渣汚泥の計画量と処理方法(資源化再利用)が記されていない。	下水道終末処理場からの汚泥処理については、産業廃棄物の扱いとなるため、一般廃棄物処理計画である本

		計画の中には含めていません。
4 4	し尿・浄化槽汚泥の処理計画 年次計画表がない。	し尿・浄化槽汚泥の処理計画については、表3 - 9のし尿及び浄化槽汚泥の排出量の見込み量が処理計画量となります。
4 5	生活者の側から生活排水の汚染を避ける（廃食油、洗剤使用等に関する心がけのようなもの）という、啓発活動がほとんどなされていない。	水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正します。
4 6	浄化槽維持管理業者に対しては、「啓発」ではなく「指示していきます」と記すべき。	今後の計画策定の際の参考とさせていただきます。
4 7	浄化槽設備が整っていない地区・家屋については、優先的に浄化槽設備が整うまでの期間、町の補助金を使うか「みどりの募金」を町民から集め、川から海への汚染原因の1つとなっている合成洗剤の使用を止め、自然分解能力が高く、かつ環境負荷が最も少ない洗剤を浄化槽未整備の家に提供する。	今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。
4 8	廃食油 / 期限切れの油を使用した「バイオディーゼル車」が「宣伝カー」になり、葉山町の現状ニュースを伝えながら、各家庭の廃食油を回収しつつ、町内全域を走る。エコロジーカルチャーでは昔から言われていた、コンポストトイレや水槽をいくつも使って水を濾す仕組みの装置やピオトープなどの浄化槽の提案も各エリアなどにあるとよい。	今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。
4 9	生活排水の浄化は、排水口に水が流れるまでにどれだけ汚れを拭えるかもポイントになります。町で回収している大量の古布は油汚れを拭き取るのに大きな役割を果たし、そうすればほとんど洗剤がなくても食器等をきれいに洗い流せます。いくら浄化槽があっても、自然分解能力が低く、環境に悪影響を及ぼす合成洗剤では浄化槽内の微生物も、いい働きをしにくくなるのではないのでしょうか。	今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。
5 0	町の方で説明会を開き、環境負荷の少ない洗剤を使ってもらおうよう呼びかける	水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正

	<p>が、「納得」ということばが伝わるまで、諦めず想いを伝える。</p> <p>(1) 川の水質調査と生物を、源流(支流含む)から各ポイントで河口まで調査</p> <p>(2) おおよその汚染マップと生物生息マップができる</p> <p>(3) 町で調査したさまざまな情報をもとに、住民への説明会&amp;勉強会</p> <p>(4) 浄化槽ができるまでの期間、未設置家屋への洗剤等の配布</p> <p>(5) 定期的に水質調査も実行 生物も調査</p> <p>(6) 広報やラジオ、町のイベントでも状況報告</p> <p>(7) 平行して、浄化槽の設置を進める</p>	<p>します。</p>
5 1	<p>「下水処理施設」「合併浄化槽」「単独浄化槽」それぞれの構造、メカニズム、大きさなど、分かりやすく比較しやすいイラストなどがあって、誰でも見て理解できるもの、そしてそれぞれにかかる費用、建築費用や先10年、20年~のメンテナンス費用、町の負担額、町民個人の負担額、浄化の精度、環境負荷など、全てが分かる資料を作っていただきたい。あるいは、下水道や浄化施設、浄化槽の現状を分かりやすく説明する勉強会のようなものを実施していただきたい。</p>	<p>今後の事業実施の中で参考とさせていただきます。</p>
5 2	<p>下水道や大掛かりな浄化施設だけに頼るのではなく、排水に流すもの、食品残渣や洗剤の改善が必要です。油や食品残渣の捨て方だけでなく、どんな洗剤を使うかも大きく関係しています。高性能で大規模な浄化施設で浄化しなくてはいけないということをお前提にした考え方では、誰もが何をどう流してもいいということをお前提としていますが、そうではなく、そもそもの排水自体を改善し、できる限り浄化が楽なものにしようという生産者責任的な考え方が必要。</p>	<p>水質保全の啓発については、より具体的な記載に修正します。</p>